

令和元年度 愛媛県障がい者相談支援従事者初任者研修 実施要綱

1 目的

この研修は、「相談支援従事者研修事業の実施について」(平成18年4月21日付け障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に則り、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健・医療・福祉・就労・教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体 一般社団法人 愛媛県社会福祉士会

3 内容及び日程・場所

	日 程	場 所
2日課程	令和元年10月5日(土)・6日(日)	松山市文京町4番地2 松山大学 8号館 4階
5日課程	令和元年11月8日(金)～10日(日)	松山市大可賀2丁目1番28号 アイテムえひめ 3階 多目的ルームA

※2日課程は、5日課程共通の授業です。 ※詳細は別紙カリキュラム及び日程表をご参照ください。

4 受講対象者

次の(1)～(4)のいずれかに該当する者

(1) 相談支援事業に従事しようとする者

(2) 障がい者ケアマネジメントに継続して関わる者で、障がい者の相談等の業務について、一定の知識と相当程度の実務経験を有する者

(3) 市町等において障がい者の相談業務等に従事しようとする者

(4) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

*サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者については、実務経験の要件をみたしていれば、サービス管理責任者研修修了と併せて、初任者研修の2日課程を受講することを条件として、サービス管理責任者の要件を満たしているものとみなされます。

*実際に相談支援従事者及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として業務に就く場合は、実務経験が必要となります。

5 受講申込手続

(1) 申込受付期間

令和元年8月13日(火)～9月7日(土) 消印有効

(2) 申込方法

申込書(5日課程は様式第1号、2日課程は様式第2号)に必要事項をご記入の上、下記9まで郵送してください。

※FAX・持参での申し込みはお受けできません。

※普通郵便でも構いませんが、追跡システムを利用できるレターパックライトでの郵送をお勧めいたします。

(3) 受講者の定員

4(1)～(3)に該当する者は80名程度

4(4)に該当する者は70名程度

(4) 受講者の決定及び通知

募集期間終了後、令和元年9月14日（土）までに受講の可否を書面で通知します。

万が一、期日を過ぎても通知が届かない場合は、お手数ですが下記9までご照会ください。

6 受講料等

(1) 受講料 2日課程 10,000円 5日課程 24,000円

(2) 納入方法 研修初日（10月5日（土））の受付でお支払いください。
おつりの内容ご用意ください。

(3) 受講料の返還

納入された受講料は、原則返還いたしません。また、7（3）により修了証書を交付しない場合においても返還いたしませんのでご注意ください。

(4) 欠席者の受講料の徴収

愛媛県社会福祉士会が実施する障がい者相談支援従事者初任者研修において、受講料を納入し欠席した者が、次年度に受講する場合に限り、受講料を徴収いたしません。

7 修了証書・受講証明書の交付

(1) 5日課程を修了した者には、修了証書を交付します。

(2) 2日課程の受講者については受講証明書を交付します。

(3) 受講の確認は、研修期間中の各日において、所定の受付場所で開催を確認します。

欠席または30分以上の遅刻又は早退等をした場合、その理由の如何にかかわらず修了証書・受講証明書は交付いたしません。

8 その他

(1) 使用テキストについて

「三訂 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト」（中央法規出版）を使用しますので、各自でご用意ください。なお、受講決定通知に注文書を同封しますので、各自でご購入下さい。

9 お問い合わせ先・お申込み先

一般社団法人 愛媛県社会福祉士会 事務局

〒790-0905 松山市樽味2丁目2番3号 ラ・マドレーヌビル2階

TEL (089) 948-8031 / FAX (089) 948-8032

メール eacsw@mbr.nifty.com